

特定非営利活動法人グラウンドワーク三島
復興支援型地域社会雇用創造事業「グラウンドワーク・インキュベーション」
起業支援対象者選考基準規程

第1条（目的）

この規程は、内閣府復興支援型地域社会雇用創造事業「ふるさと東北の未来を創る「心の元気と自立」「地域の活力再生」雇用創造事業」のインキュベーションに関して、起業支援対象者の選考基準を定めることを目的とする。

第2条（応募者の資格要件）

応募者は、以下全ての要件を満たすものとする。

- (1) 被災地における社会的企業の起業を行う者、または社会的企業としての事業を新たに事業化する者
- (2) 起業支援事業を適確に遂行するに足る能力を有する者
- (3) 内閣府「復興支援型地域社会雇用創造事業」の他事業者から、起業支援金の提供を受けていないこと

第3条（募集方法）

グラウンドワーク三島の東北事務所がある宮城県石巻市を中心に、説明会の開催、募集要領の郵送、各種メディアでの告知等を通じた募集活動を行う。

第4条（ビジネスプランの対象要件）

ビジネスプランは、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 対象分野は、環境、まちづくり、農業振興、水産業振興、中間支援 NPO、福祉、教育、心のケアなどとする。なお、地域が抱えるさまざまな社会的課題に対応するため、これらの分野に横断的に取り組む複合事業も支援対象とする。
- (2) 新たに企画された事業であり、既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む）の振替ではないこと。
- (3) 建設・土木事業でないこと。
- (4) 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。
- (5) 事業の対象とする地域内にニーズがあり、社会起業にふさわしい事業であること。

第5条（起業支援対象者選定委員会の設置）

別途定める「起業支援対象者選定委員会規程」に基づき、ビジネスプラン・コンペティションを通じた起業支援対象者候補の選定を行う委員会を設置する。

第6条（選定手順）

第7条で定める審査項目に基づき、一次・二次審査を通して、起業支援対象者を選定する。一次審査においては、事務局で提出書類の採点を行った後に、起業支援対象者選定委員長の承認を得る。一次審査の合格者を対象とした二次審査においては、起業支援対象者選定委員による面接を行い、起業支援対象者選定委員会により採択者を決定する。

第7条（選考スケジュール）

起業支援対象者の選考スケジュールは、募集要領に定める通りとする。

第8条（審査項目）

以下の5項目について、「A：大変よい（5点）」「B：よい（4点）」「C：問題ない（3点）」「D：改善が必要（2点）」「E：大いに改善が必要（1点）」の5段階で評価する。

項目	配点	審査項目
社会性	5	<ul style="list-style-type: none">・ 地域課題を解決することに資するものか。・ 社会的なミッションは明確か。・ 価値創造や高い社会的インパクトが見込まれるか。
新規性	5	<ul style="list-style-type: none">・ 事業に独自性、先進性、革新性があるか。・ 地域や社会に向けた新しいメッセージや提案があるか。・ 「二番煎じ」や「コピー」となっていないか。
事業性	5	<ul style="list-style-type: none">・ 持続可能なビジネスモデルであるか。・ 収支計画書が現実的なものとなっているか。・ 具体的で実現可能な事業プランとなっているか。・ 資金や人材、組織などの体制構築の可能性はあるか。
雇用創出効果	5	<ul style="list-style-type: none">・ 安定した雇用を継続して創出することができるか。
その他	5	<ul style="list-style-type: none">・ 他の団体や地域への波及効果が期待できるか。・ 当該の分野における経歴や経験はあるか。・ 当該の地域におけるネットワークや協力者はいるか。・ 事業のミッションが明確であり、復興支援型地域社会雇用創造事業の目的と整合しているか。・ 解決したい社会的課題やこの事業による受益者が明確であるか。・ 本人のやる気、真剣さ、覚悟が感じられるか。

※ 女性の起業を促進するため、女性が個人として応募しているビジネスプランで、特に事業性が高いと認められる場合には、10%以内で加点をする場合がある。

附 則 この規程は、平成24年7月10日から適用する。